

### 1 るべき地域社会の実現

基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す具体的な方向性として目標とする、るべき地域社会については次のとおりとします。

#### (1) 差別と偏見がなく、すべての市民が互いを尊重する地域社会

すべての市民が生きがいを持ち、自分らしく生き生きと安心して自立した生活を送り、多様な生き方を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に發揮できる社会が形成される、差別・偏見等のない住みよい地域社会づくりを目指します。

#### (2) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる活気ある地域社会

「いのち」の尊さが大切にされ、人間としての尊厳や個性が尊重され、多様性と独創性を發揮できる、活気ある地域社会づくりを目指します。

#### (3) 市民の誰もが社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会

性別や年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、国籍等に関わりなく、誰もが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会づくりを目指します。

#### (4) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会

「共生」をキーワードとして、国籍や民族、文化や歴史、生活習慣の違いなど多様な価値観を認め合い、ふれあう中でお互いが理解し合い、共に暮らし、共に地域を支え合う豊かで活力ある地域社会づくりを目指します。

## (5) 市民、企業、行政等が共に取り組む人権尊重の地域社会

地域社会で生活する市民の人権に関する問題に社会全体として取り組み、市民はもとより、地域、学校、企業などとの連携・協働を通じて、市民、団体、企業等と行政が相互に支援し合いながら、人権尊重の地域社会づくりを目指します。

## 2 重点課題・方策・取組

### (1) 施策の柱

人権尊重を基本とし、人権課題の解消を図る人権施策の具体的な取組としては、前計画（改訂 人権施策推進プラン）の成果と課題を踏まえ、基本理念の実現を目指し、人権意識の向上や人権課題への対応のため「人権教育・啓発の推進」及び「人権擁護・保護機能の充実」並びに「社会全体での協働の推進」の 3 つの施策の柱により、具体的な諸事業を実施していくものです。

#### ア 人権教育・啓発の推進

『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』の第 2 条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と定義しています。

そして、国の『人権教育・啓発に関する基本計画』（平成 14(2002) 年 3 月 15 日閣議決定（策定））の中では、様々な人権問題が生じている背景として、「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度がいまだ国民の中に十分に定着していないことが挙げられる」と指摘されています。

このため、市民に対しては、より一層人権問題への理解と認識を深め、主体的に行動する力を身に付けるため、学校や家庭、地域での活動が必要となっています。

#### イ 人権擁護・保護機能の充実

人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人に対して、相談窓口の周知及び多様化・複雑化する相談内容に適切に対応するため、人権に関する情報の共有や関係機関等との連携強化により、相談・支援体制のネットワーク化やコーディネート化を推進するなど、当事者の立場に立った人権擁護・保護機能の充実に努めます。

#### ウ 社会全体での協働の推進

一人ひとりの人権が尊重され、差別と偏見がなく、すべての市民が互いを尊重する社会を推進するためには、地域、家庭、学校、職場など社会全体で人権問題に取り組むことが重要です。このため、民間と行政との適切な役割分担のもと、コミュニティ組織や関係団体等との協働により、人権施策の推進に努めます。

## (2) 人権問題別の重点課題・方策・取組

各人権問題における、現状から見た重点課題と方策及び取組は次のとおりです。

### ア 女性の人権

第6回高槻市人権意識調査における女性の人権に関する結果を見ると、[母子世帯の母親が安定した仕事に就きにくいのは問題だ]という意見に対して、この意見を肯定する回答は89.4%で最も割合が高く、次いで[共働きであるのに、女性に家事や育児、介護の負担がかたよることは問題だ]は88.6%、[家事労働は金銭的な対価など、正当に評価されるべきだ]は73.1%となっています。

次に、[同期・同年齢、能力に差がなくても、賃金や昇進、仕事内容に男女の差があってもしかたがない]という意見に対して、これを否定する回答は65.7%となっています。

そして、[「女性は男性を立てるべき」という考えは問題だ]という意見に対して、この意見を否定する回答は37.1%、[男性は仕事、女性は家事などの男女の固定的な役割分担意識を持つことは問題だ]という意見に対して、この意見を否定する回答は27.0%となっています。

[夫婦間・パートナー間での肉体的・精神的な暴力（DV）をなくすのはむずかしい]という意見に対して、この意見を肯定する回答が45.0%あり、性別で見ると女性のほうが12.5ポイント高くなっています。

このように現実には、職場や家庭、地域社会等の様々な場面において、男女の地位の不平等感や「男は仕事、女は家庭」といった男女の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会の実現にはいまだ多くの課題があります。

また、女性に対する暴力は、その基本的人権を踏みにじるものであり、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、毎日の生

活を脅かすものです。女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。

女性の人権に関する本市の取組としては、世界や国内の動きに対応して、昭和 58(1983)年に『男女平等達成のための高槻市婦人行動計画』、平成 5(1993)年に『あらゆる分野への男女共同参画をめざす たかつき女性プラン』を策定するなど、施策の推進に努めてきました。

平成 25(2013)年 3 月には、市民意識調査等の結果やそれまでの取組の成果及び課題を踏まえて、「DV防止基本計画」を含めた『高槻市男女共同参画計画』を策定し、現在、同計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

## イ 子どもの人権

平成元(1989)年の第 44 回国連総会において採択され、平成 2(1990)年に発効した『児童の権利に関する条約』(子どもの権利条約)を我が国は平成 6(1994)年に批准しました。

この条約は、子どもを 18 歳未満と定義し、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要な具体的な事項を規定しています。

子どもの権利条約は、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の 4 つの柱からなっています。これら子どもの権利は守られるべきものですが、少子化の進行、核家族化や都市化の進展、家庭や地域社会における子育て機能の低下等が進む中で、子どもを取り巻く環境が変化してきています。

第 6 回高槻市人権意識調査において、[保護者が子どものしつけのために体罰を加えるのは、しかたがない]、[教師が子どもを指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ]という体罰に対して、肯定的な回答は前回調査時（平成 21(2009)年 10 月）に比べ、それぞれ 15.3 ポイント、

19.5 ポイント低くなっていますが、[保護者が子どものしつけのために体罰を加えるのは、しかたがない]は50.5%、[教師が子どもを指導するためには、ときには体罰を加えることも必要だ]については46.2%が体罰に肯定的な回答でした。

また、いずれも前回調査時より低下していますが、[いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある]という意見に対して、この意見を肯定する回答が39.7%あり、[不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ]という意見に対して、この意見を肯定する回答も36.4%ありました。

このように、子どもへの体罰については約半数が肯定する結果となっているなど、子どもの人権に対する意識にはまだ多くの課題があります。

「しつけ」という理由で、助けを求められない子どもに親などが暴力をふるい時には死に至らしめることや、育児を放棄する等のネグレクトなど児童虐待は、子どもの心身の発達に大きな影響を及ぼす重大な人権侵害であり、我が国でも深刻な社会問題になっています。

児童虐待は、次世代に「虐待の連鎖」を引き起こす原因ともなると言われており、虐待の早期発見と家庭への支援が極めて重要です。

また、インターネット上の児童ポルノの氾濫や児童買春など、子どもが性的に搾取される問題も深刻になっています。さらに、健康や福祉を害する薬物の乱用なども増加しており、子どもが犯罪の被害者となる事案が増えています。そして、学校における体罰、いじめ、不登校は教育のみならず、社会的にも重要な問題です。

子どもは「保護の対象」だけではなく、子どもを主人公として尊重し、子どもも独立した人格を持つ「権利の主体」とみなし、子どもの権利を保障しなければなりません。

そのためには、まず、大人が子どもの人権について正しく理解し、その権利を大人と同様に保障しなければなりません。そして、子どもを一人の

人間として認め、意見を聞き、権利を尊重することが大切です。そのうえで、子どもは大人よりも権利が侵害されやすい存在であると認識し、子どもの権利を守る努力が必要になります。

いずれにしても、子どもの人権に対する取組については家庭や学校、幼稚園、保育所だけではなく、家庭と学校、幼稚園、保育所、地域が有機的に連携して取り組んでいくことが求められます。

本市においては平成 22(2010)年 3 月に、すべての子どもと子育て家庭の支援施策となる『高槻市次世代育成支援行動計画（後期計画）』を策定し、「安全・安心に子育てしやすい環境の実現」と「仕事と子育ての調和の推進」に重点を置いた施策の再構築を行い、計画の推進により次代を担う世代が住みたい、住み続けたいと思うような子育て環境の充実したまちづくりに取り組むとともに、平成 23(2011)年 3 月には青少年の健全育成を図るため、『第 3 次高槻市青少年育成計画』を策定するなど、子どもも一人の人間として最大限に尊重し、守るために様々な施策の推進に努めています。

#### ウ 高齢者の人権

近年、我が国の人口構造の高齢化は急速に進み、平成 26(2014)年 2 月 1 日現在、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は 25.4% となっています。本市の高齢化率は、平成 26(2014)年 9 月末現在 26.7% で、全国と同様、本市も「超高齢社会」を迎えていました。

高齢化率は今後も引き続き上昇を続け、総務省による人口推計では、平成 47(2035)年には 33.4% と 3 人に 1 人が高齢者となる見込みです。それに伴い、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、寝たきりや認知症などにより、介護を必要とする高齢者もますます増加していくものと考えられます。

認知症高齢者など介護や支援を必要とする高齢者の増加とともに、高齢者への虐待や介護の放棄・拒否、財産・金銭面等での権利侵害が発生する

おそれがあります。さらに、介護の長期化、介護者自身の高齢化などにより、介護をしている家族等の身体的、精神的な介護負担が増大している現状もあります。また、高齢というだけで働く場が十分に確保されていない状況にあります。

第6回高槻市人権意識調査において、高齢者の人権に関する意見についてたずねたところ、[悪徳商法や詐欺などによる被害が多いのは高齢者の注意が足りないからだ]という意見に対して、この意見を肯定する回答が44.7%で最も割合が高く、次いで[求人が少ない、労働条件が不利など、働く能力を発揮できる機会が少ないのでしたがない]という意見に対して、この意見を肯定する回答が37.3%となっています。

一方、[福祉施設などの介護職員が、高齢者に暴言を浴びせたり、無視するのは、高齢者のはうに原因がある]という意見に対して、この意見を否定する回答が88.4%で最も割合が高く、次いで[高齢者が一人暮らしを理由にアパートやマンションなどへの入居を拒まれてもしたがない]が71.0%、[求人が少ない、労働条件が不利など、働く能力を発揮できる機会が少ないのでしたがない]が59.4%となるなど、いずれの項目においても肯定する回答より否定する回答のほうが高い割合となっています。

高齢者が住み慣れた地域で家族や友人とともに、健康で生きがいをもつて安心して暮らせる社会とすることが求められています。そのためには、高齢者の問題を人権問題として考えていく視点を醸成し、高齢者の人権を守り、その尊厳を保持する高齢者の状況に応じた施策や生きがい対策等、様々な施策を推進していく必要があります。

国においては、平成7(1995)年に制定された『高齢社会対策基本法』に基づき、各種の対策を講じてきています。平成13(2001)年及び平成24(2012)年には引き続き、より一層の高齢社会対策の推進のため、新しい『高齢社会対策大綱』が閣議決定されました。

本市では、平成6(1994)年の『高槻市老人保健福祉計画』の策定以降、総合的な施策の推進を図るとともに、平成12(2000)年には、介護保険制度

の実施に伴い、『高槻市老人保健福祉計画・介護保険事業計画』を策定し、すべての高齢者を視野に入れた保健福祉全般にわたる事業を推進してきました。

そうした中、平成 11(1999)年から「地域福祉権利擁護事業」、平成 13(2001)年から「成年後見制度利用支援事業」に取り組むとともに、平成 15(2003)年及び平成 18(2006)年には、「高齢者の人権尊重」を基本理念として位置付けた『高槻市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』を策定しました。

平成 21(2009)年及び平成 24(2012)年には、『高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を策定し、「高齢者の尊厳の維持」を目標の一つに掲げ、高齢者虐待防止のための施策を推進するほか、人権意識の啓発、相談体制の整備や関係職員に対する研修などを通じて、高齢者虐待防止に向けた啓発に取り組むとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業など、判断能力に不安のある認知症高齢者の権利擁護のための取組などを推進しています。

## エ 障がいのある人の人権

平成 25(2013)年に障がいのある人を対象に実施した、『高槻市障がい者長期計画策定のためのアンケート調査』の結果によると、「差別を受けたり偏見や疎外感を感じたこと」は、全体で 27.4%の人たちが「ある」と答えています。

身体に障がいのある人においては 22.2%、知的障がいのある人では 38.0%、精神障がいのある人では 41.9%の人たちが「ある」と答えています。また、障がいのある児童全体では、58.6%の子どもたちが「ある」と答えています。

「差別や偏見、疎外感を感じるとき」の問いで、「まちかどでの人の視線」は障がいのある人・障がいのある児童では 45.5%と 54.5%と最も多く、「近所づきあい」では、約 2 割の人たちが差別や偏見等を感じると

答えています。

また、身体に障がいのある人の3割近い人たちが「交通機関や建築物などで配慮のなさ」を感じており、障がいのある児童の半数近くが学校生活において差別や偏見等を感じると答えています。

社会的には、障がいのある人・障がいのある児童やその家族に対するインターネット上での誹謗中傷や様々な場面での障がいのある人・障がいのある児童に対する虐待などが大きな問題となっています。

平成26(2014)年2月19日に『障害者権利条約』が我が国において効力を生ずることとなりました。『障害者権利条約』の批准に向けて『障害者基本法』の改正や『自立支援法』(現行:『障害者総合支援法』)の一部改正及び『障害者差別解消法』の制定や『障害者雇用促進法』の改正など、諸規定が整備されました。

『障害者権利条約』では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」とは、障がいがあることを理由とする直接的な差別だけでなく、障がいのある人の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の否定」も含まれることが示されています。

また、この条約は、障がいのある人が他の人と平等に住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がいのある人の自立した生活と地域社会への包容について定めています。さらに、条約の内容が実施されているかを監視する機関を国内に設置することが明記されています。

そして、この条約は、これまですべての人に保障されている諸権利を「他の者との平等を基礎として」保障することを要求する差別禁止条約であることを理解することが求められています。

どのようにすれば条約の趣旨を実現することができるのか、障がいのある人も立場の違いを超えて、共に考えることが大切です。その過程を通じて、障がいのある人がその能力を自由に発揮できる社会が形成さ

れるものです。また、このような社会は障がいのない人にとっても優しい社会であると考えます。

本市においては、平成 21(2009)年 3 月に『高槻市第 3 次障がい者長期行動計画』を策定し、「障がいのある人とない人が互いに尊重しあい、支えあうまち」「障がい者一人ひとりが輝き、自立した生活をおくれるまち」「身近な地域で安心して暮らせる生活支援の充実したまち」の理念をもとに、「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる共生のまち高槻」を目指すべき目標像とし、様々な取組を推進しています。

## 才 同和問題

近年、インターネットの匿名性を悪用して掲示板サイトなどへ差別的な書き込みが行われるという問題が発生しています。また、平成 12(2000)年に実施した「同和問題の解決に向けた実態調査（生活実態調査）」によると、同和地区出身者と同和地区外出身者との結婚は戦後ほぼ一貫して増加傾向にあり、同和地区における結婚のありようも大きく変化してきましたが、結婚差別がなくなったわけではなく、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査などが発生しています。

そして、「えせ同和行為」は、同和問題解決の大きな阻害要因となっています。

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業や官公署などに対し、機関紙・図書等物品の購入を強要するなど、違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことで、人々に同和問題に関する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を妨げる原因となっています。

法務局はアンケート調査による最近の傾向として、被害率（要求を受けた事業所数を回答事業所数で除した比率）は減少しているが、今後とも、えせ同和行為の根絶に向け、関係機関等と連携を取りながら粘り強く啓発に努める必要があるとしています。

第6回高槻市人権意識調査における同和問題（部落差別）に関する結果を見ると、〔「同和問題」について知ることができますか〕という問い合わせで、43.4%の人が「学校の授業」と答えています。

また、〔学校で同和問題を教わった時期〕については、前回調査と比較して、小学校のときは68.4%から38.4%に、中学生のときは42.9%から33.1%に減少しています。なお、「教わったことはない」と答えた人は33.1%となっており、60歳以上が過半数を占めています。

〔現在、同和地区の人たちは、結婚する際に反対されることがあると思いますか。〕という問い合わせに対しては、「しばしば」「たまに」の回答を合わせると45.7%の人が結婚差別が存在することを認知しています。

また、〔同和地区の相手との結婚を反対されている親類からの相談に対する態度〕の問い合わせに対して、「慎重に考えた方がよいと言う」「あきらめるように言う」という回答を合わせると27.7%となっています。

次に、同和問題の解消に向けた意見では、〔同和地区の人達と周辺地域の人達が交流を深め、理解し合うべきだ〕という意見に対して、これを肯定する回答は77.8%で最も割合が高く、次いで、〔同和教育、人権教育を行うことがかえって差別を助長・拡大している〕が59.2%となっています。

一方、〔そっとしておき、自然解消を待つべきだ〕については、否定的な意見が45.0%で最も割合が高くなっています。

同和問題の解決のためには、学校教育・社会教育を通じて差別意識をなくし、広く人権を大切にする教育・啓発活動を積極的かつ継続的に行っていくことが必要です。

行政からの一方的な教育・啓発だけではなく、市民自らが考え、地域社会や企業、行政も含んだ市民協働の人権教育・啓発を今後もより一層進めなければなりません。また、戸籍不正取得防止のための本人通知制度の周知や市民との協働による地域啓発事業などの具体的な事業についても進めいかなければなりません。

本市では、『改訂 人権施策推進プラン』に基づき、市民の人権意識の高揚を図り、地域住民の自立と自己実現を支援し、交流の促進を図るため、学習機会の拡充や相談体制の充実などに努めています。

## 力 外国人市民の人権

本市には、平成 26(2014)年 12 月末現在、2,792 人の外国人市民が暮らしています。第 6 回高槻市人権意識調査の結果から見た国籍別の比率は、韓国・朝鮮の人が 51.8%で最も多く、続いて中国の人が 12.5%と続きます。また、日本での居住年数は、10 年未満の人は 14.3%で、無回答の 12.5%を除くと、7 割を超える人が 10 年以上日本に居住しています。

外国人市民の人権に関わる問題として、外国人であることを理由にアパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否されたり、理容サービスの提供を拒否されるといった事案も生じています。また、近年、「憎悪表現」や「差別扇動」とも言われる、特定の民族を名指しで誹謗中傷するヘイトスピーチが街頭やインターネット上などにおいても行われています。

一方、少子高齢社会における生産人口の減少や、東日本大震災の復興のための労働力不足など、経済的側面から、外国人労働者受け入れ拡大の論議がなされています。

平成 32(2020)年の夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決まったこともあり、「観光立国」推進による外国人観光客の増加など、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。

外国人市民に対する偏見や差別をなくしていくためには、お互いの文化等の多様性を認め、外国人市民の生活習慣等を理解・尊重するとともに、地域の共生に取り組んでいくことが一つの方策となります。

そのためには、日本語で生活ができるよう大人だけでなく子どもも含めて、日本語習得の機会を提供できるような場を設けることが必要となります。同時に、習得に至るまでのコミュニケーション不足を解消するため、情報提供や通訳などのシステムづくりが求められます。

そして、日本語の学習機会を提供することはもとより、外国人市民のメンバーも含めた意見交換の場の設置が望まれるとともに、広く市民が関わる多文化共生の地域づくりを推進する拠点となる機関も必要とされます。

最も大事なことは、互いの文化を尊重し共生していくという意識を外国人市民も日本人も持つことです。

法務省の人権擁護機関では、啓発活動重点事項として「外国人の人権を尊重しよう」を掲げ、年間を通じて研修会の開催や啓発冊子等の配布等の啓発活動を行い、また、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。

本市においては、平成 21(2009)年 3 月に本市に暮らすあらゆる人々が国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、かけがえのない人(パートナー)として互いに人権を尊重するとともに、学び合い、共に生活できる地域社会の実現を目指す基本的な方向性を示した『高槻市多文化共生施策推進基本指針』を策定し、様々な取組を推進しています。

## キ その他の人権課題

先に述べた人権問題のほか、法務省により取り組むことが求められている人権課題として、「アイヌの人々」「H I V感染者・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」「ホームレス」「性的マイノリティ」「人身取引(トラフィッキング)」「東日本大震災に起因する人権問題」があります。

人権課題は不变のものではなく、時代や社会の変化、人々の人権意識の

高まりに伴い、人権の概念が広がり、深化することにより、新たな人権課題が認識されることとなります。

平成 26(2014)年の世界人口デー(7月 11 日)において、国連事務総長は「多くの若者が質の高い教育を受け、働きがいのある人間らしい仕事に就き、自分たちの社会の政治に参加するという当然の機会を奪われているので、大人へと成長する重要な過渡期を迎える若者の健康、教育、訓練、雇用に投資し、各国政府がすべての若者の人権と基本的自由を尊重し、その侵害に実効的な対策を講じなければならない。」とのメッセージを発しています。

我が国においてもニートや引きこもり、あるいはホームレスになり学校や仕事からも排除される若者が増加しています。また、人々の物の価値観や物の見方がますます個人化し、親にも頼ることができず心を許せる友人や知人もいない孤独な若者や社会的技量を習得できないまま放置される若者が育つ環境となっています。

若者には、「安心できる場づくり」や「自己肯定感の醸成」が不可欠です。人間的なつながりを回復することができなければ若者という社会の未来の担い手が経験を積むことができず、活躍する場が奪われ社会を持続することが不可能となります。

若者のニートや引きこもり、ホームレスの増加は雇用問題と関連しますが、その解消のためには国等の機関や民間のN P O等との支援体制を縦断または横断するネットワークを構築し、若者一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うことが重要です。

以上述べた人権課題に対し、すべての国民に基本的人権の享有を保障する『日本国憲法』の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきました。

しかし、今日においても生命・身体の安全に関わる事象や社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいなどによる不当な差別その他の人権侵害が今なお存在しています。また、国際化、情報化、高齢化、少子化

等の進展に伴って、新たな人権に関する課題も生じています。

経済の発展により発生した都市問題や社会の変遷から生まれてきた私人間の問題などは、従来認められてきた人権では十分に対処できなくなっています。

『日本国憲法』は第 13 条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と幸福追求権を普遍の権利として謳っており、すべての人の人権が保障されなければなりません。

すべての人の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権を尊重する精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発が重要であることは言うまでもありません。

国の『人権教育・啓発に関する基本計画』においては、様々な人権問題が生じている背景としては、「人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられていますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因となっていると考えられる」としています。

同計画が指摘している「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度がいまだ市民の中に十分に定着していない」ことを改めて認識するものです。

そのうえで、市民一人ひとりが新たな人権課題に対しても、「他人の権利に配慮しながら自分の権利を主張する」とともに、「自らの有する権利を十分に理解し、正当な権利を主張する」「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣を身につけ、差別意識や偏見に捉われた言動をしないこと」ができるような環境を整えていくことが重要となります。